

Title	大分県と栃木県の同和地区現地研修記
Author	山名, 伸作
Citation	同和問題研究 : 大阪市立大学同和問題研究室紀要. 7 卷, p.107-118.
Issue Date	1984-03
ISSN	0386-0973
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学同和問題研究会

大分県と栃木県の同和地区現地研修記

山 名 伸 作

はじめに

1. 大分県の場合
2. 栃木県の場合

はじめに

大阪市立大学同和問題研究室が毎年実施している現地研修は、あらためてことわるまでもなく差別の実態を現地で学ぶためであり、同時に解放運動の歴史と今日の当面している諸問題を学ぶことであるし、また行政の政策の内容を調査することでもある。この研修の各年度において実施した状況は本誌の第3号以来の各号に報告している。

今回報告するのは、1983年の冬に訪ねた大分県の場合と、同じく1983年の夏に実施した栃木県の場合である。大分県へは1983年2月2日と3日の2日間であり、参加者は、上田一雄（同和問題研究室長）、村越末男（同和問題研究室）、山本 登（文学部）、横田三郎（文学部）、桂 正孝（文学部）、牧 英正（法学部）、吉村 励（経済学部）、星川順一（経済学部）、山形健三（医学部）、柴田善守（生活科学部）、三輪嘉男（工学部）、崎山耕作（経済研究所）、山名伸作（商学部）の各教員と大学事務局の金原正明の14人であった。また栃木県へは1983年7月20日と21日の2日間であり、参加者は、山本 登（同和問題研究室長、文学部）、村越末男（同和問題研究室）、牧 英正（法学部）、三輪嘉男（工学部）、桂 正孝（文学部）、山名伸作（商学部）の各教員と事務局の金原正明と殿村 猛の8人であった。

以下の報告は私の聞きとりメモと現地で頂いた資料をもとにし、それに私の感想を加えたものであることとお断りしておく。

1. 大分県の場合

1. 1 国東半島で

2月2日の朝、別府市内の宿舎を出たわれわれは北上して国東半島へ向う。右手に大分空港への道をみながらそのまま国道213号線をさらに北へ進む。このあたりはソニーやアメリカ系企業の工場が進出してきていて、いわゆる臨空港地域として脚光を浴びつつある地域である。その中央部が瀬戸内海国立公園に含まれていて、多くの寺社の残る「仏跡の里」として知られる国東半島もいまや新しい時代を迎えつつあるようである。しかしわれわれの目的はハイテクノロジーの新工場の見学にあるのではない。国東町のほぼ真中にあたる附近で小さい川が海に出るところで車から降りる。

川の両岸に沿って集落が展開しているが、川の右岸である南側に部落が立地している。このK部落は現在16戸であるが、このうち農業は5戸でタバコ、イチゴ、メロンの栽培をしている。平均経営面積は90アールである。日傭いの土方仕事や運転手をしているのが5戸あり、これらの世帯の農地は平均50アールである。海岸の近くに公営住宅と共同倉庫があるが、そこに漁具もある。ここは漁業もあるのである。部落のうちの3戸は海苔栽培、釣、モグリ漁の専業漁家であり、3戸は農業も兼業していて平均で40アールの田を持っている。防波堤の外側の海岸は干場になっているが特別な設備は何もない。地区の海岸のすぐ近くに墓地があるが、墓地の大部分は地区外の家のものである。この墓地を一括して他の場所へ移転することが課題になっているが結論はでない。

地区を一巡したあと集会所で懇談する。部落解放同盟大分県連執行委員、国東地協委員長、同書記長、同会計の諸役員と地区の人たちが出席してわれわれにいろいろ教えてくれる。80才に近い老人もおられて昔の差別がひどかったことをいわれ、それにいまでも孫の嫁になってくれる人がいないといわれる。

国東町は昭和29年に6つの村が合併してできた町であるが、この頃より人口が減りはじめ、2.7万人いたのが現在は1.8万人である。町内に大分県柑橘試験場もあり、「オレンジ道路」と名前をつけられた道もあるミカンの産地である。海岸には国民年金保養センターもある「いこいの村」でもある美しい自然に恵まれた、それに平安末期から鎌倉期の石仏も残っている歴史の里でもある。

しかしいま述べたようにこのおだやかな土地に少数世帯の部落が在存してい

るのである。町全体で同和関係世帯数は30戸でその人口も約100人である。町の同和事業は、昭和47年に360万円で築いそをつくったのがはじまりで、その後、漁礁、水路の改修、冷凍庫、漁船などの漁業関係施設、農耕具、格納庫、農道整備の農業関係、それに51年にK地区へ集会所、53年と54年に住宅を建設している。昭和47年から56年までの事業費の合計は約2億6千万円である。

昼食のあとわれわれは再び国道213号線を北上し、やがて西に向い、西南に進んで豊後高田市に入る。

豊後高田市の人口は昭和57年12月末で21,000人、世帯数は約6,500戸である。ここには世帯数が30戸から40戸までの同和地区が3カ所あり、地区外の10戸を合せて同和関係人口は約320人、約110世帯である。

われわれは案内を受けて早速地区へ行ってみる。小さな屠場の跡がまだ残っている。昭和50年まで使用されていたとのこと。地区の外れの小さな墓地がまだ整理されていない。今度は反対の方へ歩いていくと、地区と地区外とは連結していて何の区別もない。ところが眼に見えない一線で土地価格がまるで違うのである。部落では単価12,500円の時部落に隣接している土地は4万円であったと聞かされる。差別はこのように空間的に表現されているのである。

もう一つの部落を訪ねる。先ほどの部落は平地であるが、今度の部落は谷間の斜面にへばり着いている。いまでは道路改修がなされてよくなっているが、それでも集落内の古い道も残っている。人一人がやっと通れる程度である。ここではこういう話がでた。それは部落には信心深い人が多いが、西本願寺系の寺で、部落の人だけが冬の寒い一月に仏具みがきを奉仕しているというのである。話してくれたかたは少しはおかしいとは思っていてもそれが差別であるとまでは考えてはいないようであった。なぜ部落の人たちだけがそのような奉仕をしなければならないのか。その寺の僧侶はそれを当然としか思っていないのであろうか。

4時半から隣保館で懇談会が開かれる。そのなかで昭和50年に解放同盟高田地協が結成され、行政例も51年に同対室を発足させ生活環境整備と老人医療など社会福祉に力を注いできたとの説明がある。主な施設としては、昭和51年にまずN地区に集会所が建設され、52年にはS地区、53年にはSN地区にも集会所が作られた。ところが懇談会の開かれた隣保館は集落から離れた農地の中に

独立してある。こうなったのははじめN地区へと計画したのが議会の同意がえられず、同和地区の人たちだけでなく一般の人も利用するというで地区外へ建設されたのである。

豊後高田市では下水処理場汚職問題をめぐって困難な問題もあるようであるが、熱意と能力のある若い書記長にこれからの活動を期待できる。差別問題に関しては書記長自身結婚差別を2回受けた体験がある。それにここででた話のなかに、昭和42年、46年、50年になされた国の調査に際して、行政がなんら地区に知らせることなく勝手に調査したこと、しかもそれは大変くわしい内容のものであったということがある。書記長は、大分県では、大分市と別府市を除けば、誰が部落の人であるかはみんな知っている。われわれは自らをかくすことはできないという。このことは国東町でも同じことを聞いた。それは自分たちは何にも知らせも受けないままに、家族の1人1人までちゃんと役場で調査されているというのである。行政が事業の対象とする地区の指定も、本人たちに一切連絡することなく勝手に決定したというのである。

大分県の解放運動も昭和50年からというその出発が非常におそいというのも、このようにどこの誰の息子であるということが知られていて、しかも国東町でも豊後高田市にしても少数世帯の散在型であり、生活基盤が安定していないという困難な事情におかれていたことによるといえよう。もちろん同和対策事業による環境整備も一定の前進があるし、豊後高田市の高校進学率の推移をみても、同和地区の進学率は、該当者の少ないことからくる変動の大きさもあるが、地区外と同水準に達しているし、内訳としての公立への進学率も差がないとみてよい。

1. 2 九重町で

夜おそく別府まで引き返して泊ったわれわれは、次の日の2月3日の日、今度は九重町へ向う。別府からの「やまなみハイウェイ」は、夏ならば快適であろうが、真冬のこの日は登るにつれて急に寒くなりときに雪になる。九重町は西が熊本県に接していて2,700平方キロ以上もある広大な面積を有している。町の中央部を筑後川の上流である玖珠川が東西に走り、東南方は標高800から1,700メートルの九州の屋根九重連山で囲まれている。町内のあちこちに温泉

があり、地熱を利用した発電所があるし、この恵まれた自然を利用したリクリエーションの地として知られつつあるが、町の大部分は山林原野であり、耕地は玖珠川沿いはまだしも、あとは標高300メートルから1,000メートルの地に階段状に散在していることから分るように、この土地での生活をとりまく諸条件はきびしい。事実、昭和30年2月に4ヶ町村が合併して九重町となった当時は21,000人を超えていた人口が、その後急速に減少し、昭和50年には14,800人までに落ちこんでいる。最近はこの傾向もようやくとまり人口は横ばい状況であるけれども、町の産業別人口の構成をみても、第1次産業従業者数がなお44%を占めており、それも大部分が農業であって、林業はわずかに120人である。第2次産業は19%でしかなく、その内わけをみても建設業のほうが製造業よりもかなり多い状態である。

この九重町へ入ったわれわれは「やまなみハイウェイ」から少しはずれたところで、霧の中の出迎えをうけてY地区で降りる。この地区は開拓地である。比較的広い耕地があるようにみえるのもそれまでは手をつけられなかった原野を拓いていった苦闘の成果である。道のすぐ側の畜舎、いくつかの農家の集っている附近に保育所、少しはなれたところに集会所などが建てられている。地区の中を歩いたあと地元の方の説明を受ける。

同対事業で、かんがい用水路の新設や10ヘクタールの開畑事業が実施され、外見的にはかなり整備されてきているが、標高800メートルという高冷地の条件はいぜんとしてきびしい。栽培できる作物は限られているし、土地も必ずしもよくない。昭和55年4月現在で戸数26戸、人口約90人のこの地区に別れを告げて、われわれは北西へ向って深い溪谷に沿って下がっていく。途中いたるところに先年の洪水のあとが残っている。

ようやく国鉄九大線が走っている玖珠川の谷筋へ出る。川の左岸がかなり広い水田になっているが、川の右岸は急傾斜の崖になっているその崖の斜面に人家がへばりついている。ここがG地区である。それらの家々に行くには幹線道路から細い道を辿らなければならない。部落はやはり条件の悪いところへ立地させられているのである。

この地区を過ぎてさらに北へ進み、隣りのK町との境いの小さい谷間にもうひとつのS地区がある。

部落解放同盟九重地協の用意して下さった資料によると、この地区は明治14年に久留米からF氏が「いなか」（牛馬の移動、賣買の権利、のこと）の権利を求めて移動してきたことがはじまりであるという。明治の終りごろは戸数14戸、人口は50人ぐらいであった。道はば三尺（90センチ）程度で、川には橋もなくとび石が置かれてあった。

昭和2年に「親和会」が発足して6ヶ年計画で環境改善事業が行なわれ、村に中央道路が新設され、翌3年には川にも土橋ができ、その後にコンクリート橋ができた。また部落産業として「とさつ」業を営むようになり、昭和5年には当時の村長に抗議してわずかの採草地を手に入れた。昭和6年には共同作業所が建設されて部落産業として竹皮製品「南部表」が作られるようになった。しかし朝鮮から輸入していた材料が入手できなくなって昭和12年ごろ作業できなくなってしまった。

また昭和6年から9年にかけて2人の人が県の社会教育課の主催による中堅人物養成講習会に参加している。戦後になり昭和31年には町営住宅が10戸建設され、昭和48年より解放運動がはじまった。その成果として道路、橋などが改善され、50年には同和集会所、同和住宅などが建設された。地区の戸数も昭和50年には38戸になっている。

なおこの地区のH氏のお宅には幕藩時代の警吏の使用していた長吏棒や鉄製の「首がせ」が伝えられており、われわれも実物を見せて頂いた。

そのあと町役場で解放同盟九重地協委員長、書記長、会計、婦人部長、県連委員長などと、行政側からは収入役、同対室長、係長などの出席をえていろいろ説明して頂く。

地協委員長F氏の話では、戦前は部落の人の仕事といえばほとんど土方であり、夜なべにワラ草履を作っていた。水田は牛も入れないようなのを1～2反持っているのが2～3戸しかなく、ほとんどの家は持っていなかった。「南部表」はF氏のお父さんが講習を受けてきてはじめてなのである。また支部長のK氏はいま80才になるが、小学校6年生のとき暗号で差別用語をはやしたてられたことをいまもはっきりおぼえているといわれる。婦人部の人からは今日もなお差別がある。例えば遠くへ就職して行った子どもにはげましの手紙を書くと、さし出し地のところの名を書かないでくれといってくるという。それに結婚差

別に関しては、お嫁にもらうほうはいいがお嫁に行くほうは大変である。祝言のときに親がでてこない。子どもが1人、2人できてやっと向うの親がくるようになるという。若い婦人で自分は地区外からきたという人も、たいていの親が差別はいけないというけれども自分のことになると困るというのが実状だといわれる。

以上のように、大分県でも海岸であれ山村であれ部落はなおきびしい状況におかれている。

2. 栃木県の場合

2. 1 栃木県庁で

はじめにふれたように、昭和58年度の現地研修は栃木県を訪ねることにした。これまで実施してきた現地研修の場所はたいてい西日本の各地であり、東の方では長野県の北信と佐久へ行ったことがあるだけである。そこで今回は関東地方の実状にふれたいということになり、7月20日の朝、大阪を出たわれわれは午後3時まえに小雨の中を栃木県庁に着く。

早速、同対課長以下教育委員会の担当者を含む方々の説明を受ける。それによると栃木県の同和対策は、昭和37年の県議会における知事の一般対策で対処するとの方針表明ではじまった。昭和48年に全国調査の補完調査として大平町と小山市の実態調査を実施したが、それは当時は解放同盟のみだった運動団体によりかかってすすめたものである。昭和50年には県庁に同和対策室を設置し、この年に同和地区を有する全市町村の調査を行なった。その結果明らかになったのは、県下49市町村のうち32市町村に108の地区があり、約4,400世帯数、21,000人の人口があり、混住率は32.5%であった。この率は全国平均の60%、関東地方の平均36%に比べて低い。1地区当りの平均は41世帯、194人であって、地区の93.5%までが100世帯以下である。つまり栃木県の同和地区は少数点在型である。それにもうひとつの特色として、地区の分布が県南に偏在していることがあげられる。地区数の7割までが交通が発達し都市化の進んでいる南部に立地しているのである。

栃木県の同和行政にとって困難な問題となったのは、昭和51年に起きた運動団体の分裂である。解放同盟の一部が小山市を中心に「部落解放を愛する会」

を組織したのである。この組織は栃木、埼玉、群馬、神奈川の4県のみを展開しているローカルな団体である。それにこの年には全解連も組織されたため、数ヶ月間にわたって混乱し、同和行政もストップすることになってしまった。この事態に苦慮した県当局は磯村英一氏に同和対策審議会の会長就任を頼みその承諾をえた。昭和52年に設置された審議会は53年に中間答申を出し、54年に最終答申として、栃木県における同和対策事業に関する基本的事項を示した。54年には同和対策室を同和対策課に強化し、栃木県同和対策新総合計画を策定した。同じ年、同和対策審議会を条例にもとづく県の附属機関とした。55年には3つの運動団体も加わって同和問題調査プロジェクトチームを発足させて実態調査を実施した。

このように栃木県の同和行政はその出発がおそく、そのうえ途中で混乱もあったが、ようやく異なった運動団体が同席につくという状態をつくり出すことができたのである。同対事業の実施で地区の環境改善はすすんだといえる。県民意識としては、就職差別はあまりないけれども結婚差別はある。現在の課題としては総合計画のねり直しがある。それは県民のなっとくできる対策であることが条件となるし、それには県民への啓発活動がもっと積極的になされなければならない。このことは同和教育についていえることであり、地区のあるなしにかかわらず全県のすべての学校での推進を図ると教育委員会の人はいう。

その具体的施策の1つとして、8月は強化月間として、県下の全戸数約50万世帯にリーフレットを配布することになっている。

2.2 小山市で

7月21日の朝、宇都宮市の宿舎を出たわれわれは一路南下して小山市に入り、10時から市役所で、助役以下、同対室長、総務部長、教育委員会社会教育課長、学校教育課長などの出席をえて説明して頂く。

小山氏は東北新幹線の駅もある交通の要地であり、昭和58年7月現在では人口は13万700人、36,300世帯である。この小山市内に昭和50年6月1日現在の調査で、29の地区がある。地区世帯数は5,938世帯、地区人口は25,027人であるが、同和関係世帯数は1,491世帯、人口は7,720人なので混在率は29.04%となる。

これら29地区のうち小山の市街化区域内に位置しているのは10地区であり、各地区は散在している。市街化区域内にある一番大きい地区は現在区画整理中である。小山市の市街は南北に伸びているが、西側は市街地に沿って思川が流れていてその西側は広い水田地帯になっている。この水田地帯に散在する地区は農業が主である。市街地は思川の東部の台地に乗っている。この台地にある地区の各戸はたいがい広い宅地を所有しているが、それは昔この土地の開拓者として定住したことによる。職業的には東部の地区には造園業者が若干多い。

小山市の同和対策事業は昭和49年から実施され、50年に同和対策室を設置し、54年には同和対策審議会をおいた。現在同和対策室は室長1名、係長1名、主査1名である。同和関係団体は「部落解放を愛する会小山市協議会」、「部落解放同盟小山市協議会」、「全国部落解放運動連合会小山市協議会」の3団体がある。

小山市役所での説明で興味深かったのは、市史の編さんの仕事をしておられるY先生の話であった。それによると現在の小山市の昔は、思川を境にして西側の水田地帯と東側の台地とでは支配地がちがっていて、封建時代の資料が残っているのは主にこの台地のほうのものである。小山宿は結城から佐野、足利への街道にあり、現在の台地にある地区の造園業者の祖先は小山宿ができたときに開拓部落としてよそから移転させられた人たちではないかと推定される。また江戸時代に浅草の弾左衛門が関八州を支配していたときの、小山が4人の小頭によって管理されていたことを示す絵図をY先生が見せてくれる。「捨場」の位置も記されているし、Y先生によれば、「捨場」は質入れもできたし売買もされたらしいとのことである。そのような売買の記録として享保時代のものがある。当時の生活は死牛馬の処理と農耕からの収入でかなり裕福な家もあったようである。

小山の部落史研究は今後着実にすすめられるであろう。われわれがこれまでに訪ねたところでも長野県望月町、長崎県など地域の部落史研究がなされている。こうした努力が次第に積み重ねられてやがて横断的につながっていくことが期待される。

2. 3 大平町で

小山市の国鉄駅近くの、区画整理事業の行なわれている地区をみたあと、今度は大平町へと西に進む。みごとに整備されている水田地帯の真中を一直線に西に向う。国道からそれで少し北へ入ったところで車がとまる。そこには小さいが新しい白山神社が道のほとりにまつられてある。これは地区の人が加賀の白山神社に参詣して帰ったあと、それまでの古い小さいのを建て直したとのことである。

案内して頂いて水田地帯のなかに作られた共同墓地、畜舎と集会所、それに水道揚水場を見て廻る。とくに古い城のあとといわれるところのそばの水道施設は、その供給範囲が地区だけにとどまらず一般地区にも給水されている。同和对策事業が決して地区民のみの利害に関するものではないことを示す実例である。

このあと役場で同対課長や解放同盟の役員の出席をえて懇談する。大平町は小山市の西隣りで栃木県の最南部に位置し、南東部は広い水田地帯であるが、北部から西部にかけては山地となっている。町は昭和31年に3つの村が合併したあと36年から町制を施行している。町の人口は昭和25年に約18,000人強であったのが、昭和40年代に入ってから増えはじめ56年1月1日現在で25,000人を超えている。このように町が発展しているのは、昭和19年以來日立製作所栃木工場が操業していること、さらに昭和47年にはいすゞ自動車栃木工場も操業開始するなど、工業化の波がおしよせてきたからである。事実工場数は昭和37年には21しかなかったのが55年には156あり、従業員数も5,500人から6,500人へとふえている。業種別にみると多いのは事業所数では金属、電気機械、一般機械の順であるが、従業員数では電気機械が圧倒的に多く約5,000人である。これは日立の工場がいかに大きいかを示すことになる。次いで輸送機械が約950人でありその主力はいすゞ工場である。

さて大平町には同和地区が8地区ある。人口は昭和38年2月の調査では1,400人、48年5月では1,200人、50年6月調査では326世帯、1,485人となっている。混住率は59.8%であって、この率は栃木県平均の35.2%よりはかなり高く、全国平均の60.8%に近い。地区数の8地区は県下では小山市の29地区、佐野市の10地区に次いで多く、世帯数では小山市、栃木市、佐野市の次である。人口でも県下で一番多いのは小山市で7,000人を超えているが、栃木市、佐野市の

2,000人台につづいて4番目である。

大平町の同和地区はほぼ南北に2列に並んでいて、昭和50年6月1日現在の調査で一番大きい地区で96世帯、501人であり、2番目が92世帯、436人である。3番目になると35世帯、117人と規模が小さくなる。いちおうあげておくと4番目は29世帯、116人、5番目は27世帯、105人、6番目は20世帯、89人、7番目は16世帯、82人、8番目が11世帯、39人である。混住率は一番大きい地区で50%、4番目と5番目が100%と、地区の規模と周辺の事情との関係でばらつきがある。

大平町の同和対策の推移は町の資料によると、昭和43年に草津で開かれた第1回関東地方研究集會に当町から4人出席している。その翌年伊香保での第2回集會で当町関係者K氏が栃木県連を代表して県の姿勢を批判している。47年になって栃木県知事と大平町長は同和対策事業に取りくむことをきめたが、その年に部落解放同盟栃木県連委員長T氏より関係者の同意書をつけて同和地区実態調査の要望が提出された。この頃から行政側も積極的に準備をすすめ、昭和48年度から県内関係市町村に先がけて施策を実施することにした。48年6月に大平町同和対策協議会を設置し、49年には同和対策室を置いた。50年には同和対策協議会を同和対策推進協議会に改組し、同和対策事業4年計画を策定した。この計画は52年の改訂のあと54年に新総合計画となった。

大平町の同和政策は、われわれとの懇談会へ出席された解放同盟の役員も積極的に評価されている。それは解放同盟の県連委員長、書記長がこの町の人であること、事業を始めたときの前町長が積極的であったことによる。行政と運動体が協力して地区であろうとなかろうと事業を通じて大平町の環境改善をしたいとの熱意で取りくんだのである。運動側も逆差別の起こらないように気をつけた。こういうことの結果がさきにふれた水道事業である。行政側の姿勢も現在の町長も前町長の方針を受けついで積極的である。昭和48年から56年までになされた事業の主なものを見ると、集会所が5つ、保育所が1つ、児童公園5ヶ所、墓地移転3、同改良1、簡易水道1、畜産団地1団地、農集団5集団、消防ポンプ1台、井戸1基などである。

以上のように今回は大分県と栃木県での現地研修であった。両県に共通して

いるのは同和対策事業の発足がおくれたことである。国の法律が施行されて何年も過ぎてからやっと始まっている。前号で報告した長崎県や宮崎県もそうであった。それもきびしい差別の風土のなかで立ち上がった運動体の要求と力量によるところが大きい。他方、成果をあげているところは行政側が積極的に取り組んでいるところであることはたしかである。そのことはまたそれぞれの地域ごとに様相が異なることでもある。われわれは各地を訪ねるときいつもそのことをあらためて学ぶのである。